

〔巻頭言〕

理事長就任のご挨拶

理事長 林 良 平

一昨年の総会後の理事会で、田中實前理事長のあとをうけて、理事長をお引き受けすることとなった。思えば、平成3年で、この学会も創立以来満15年を経たことになる。今も、脳裏に強く刻まれているのは、芝白金の元の迎賓館で、華々しく旗上げた創立総会の雰囲気である。私法学会や公法学会その他の既成の学会に比べて、異色ある学会であった。というのは、信託法というやや特殊領域と考えられていた（実はそうでないのだが）分野に関する学会であり、さらに、学界と実務界を直接に結びつける学会であったからである。何か新しい動きと水々しさを感じさせたのである。

戦前戦後を通じて信託法学の理論的支柱であった四宮和夫先生を中心として、海原文雄、田中實、森泉章の諸氏の周到な計画に基づいて創立総会を迎えた。四宮先生から、関西方面のとりまとめのご相談があり、この学会に特別な関係をもつようになった。

創立総会で、大阪谷公雄先生の記念講演が行なわれた。わが国の信託法制定後50年。信託法の歩みとともに学界を歩まれたともいふべき先生のご講演は、信託の沿革をたずねわが国での信託の展開を跡づけ、ご自身の研究生活を振り返りつつ諄々と説かれたものであり、いきさつの多少は心得ていたつもりだったものの、説かれて、改めて信託法の存在感を感じ、感動したことであった。

本誌の12号の巻頭言で、ささやかな所感を述べた。わが国の信託制度は、営業信託の導入とその整備の必要に触発されて発展してきた部分的な導入であったが、今日では、「日本の社会は、やっと信託を社会活動のし方の一つの型として必要とするような段階に至った」とそこでは述べた。学会創立時に比べても今昔の感に堪えない。まして、戦前からの先達の諸氏には、感慨一しおでは

ないかと思われる。

創立総会の懇親会で、祝辞として、前記の感動を申し上げるとともに、わたくしの信託への関心の方向を申し上げた。その概略を申し述べてご挨拶に代えたい。

わたくしは、京都大学で入江真太郎先生の信託法を伺った。当時は講座制が厳しく、専任の教授を設けない講義であった。立法にも参画され、弁護士としての経験からのアプローチであった。関西では、大阪谷先生のご研究のほか、谷口知平先生が構成ないし擬制信託(constructive trust)の手法を用いて、わが国の法解釈ないし法構成の中に信託をにじめこませようといった試みを示していられた。これに対しわたくしの関心は、財産管理の方向からであった。つまり、財産は一人の個人に属し、その人を中心として運営されるのが通常であろう。しかし、その人に帰属する財産ではあるが、その一部が分離され、その人とは別のある目的に沿った運営に委ねられることがある。いわば目的財産である。このような事例は、法制度でも、現実の運営でも、多くみられる現象である。それをどのように法的構成するかは別として、このような現象を素直に肯定すべきである。信託はその代表的なものである。しかし、法人制度も特別財産といわれるものも、同様の営みをしているといえる。これを通じて、財産管理の種々相を検討すべきだ。このような関心がわたくしを信託へと導いたのである(この点は新版の注釈民2法巻法人のところで論じたことがある)。

いずれにせよ、信託は、次第に国民生活の中に根をおろし、その機能する場面が次第に拡大していくであろう。信託法学もまた多彩なものとなろう。

学会をここまで育てられた方々に敬意と謝意を述べつつ、学会のさらなる発展を祈るや切なるものがある。